

改正後	現行
<p>特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について</p> <p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号。以下「オゾン層保護法」という。）第2条第2項で定める特定物質代替物質の同法第4条第1項に基づく製造数量の許可及び同法第6条に基づく輸入の承認・割当て等の運用を以下により行うこととする。</p> <p>2. 基本的運用</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 割当て決定の手順</p> <p><u>全ての割当て申請者について、オゾン層保護法に基づく製造数量許可及び輸入承認・割当ての申請に先立ち、内示申請書の提出を求め事前審査を行う。</u></p> <p>事前審査では、必要に応じてヒアリングを行い、各申請者に対し、当該年の申請基準値並びに<u>製造数量割当て申請者には製造数量の上限値及びその</u></p>	<p>特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について</p> <p><u>特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第69号）の施行に伴い、同法による改正後の特定物質等</u>の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号。以下「オゾン層保護法」という。）第2条第2項で定める特定物質代替物質の同法第4条第1項に基づく製造数量の許可及び同法第6条に基づく輸入の承認・割当て等の運用を以下により行うこととする。</p> <p>2. 基本的運用</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 割当て決定の手順</p> <p><u>割当て申請者のうち、以下に該当する者は、個別調整を要するため、オゾン層保護法に基づく製造数量許可及び輸入承認・割当ての申請に先立ち、内示申請書の提出を求め事前審査を行う対象とする。</u></p> <p><u>①製造数量割当ての申請者</u></p> <p><u>②直近過去3年間の申請基準値（みなし申請基準値を含む）の平均と消費量実績の平均との間に2割を超える乖離がある事業者</u></p> <p>事前審査では、必要に応じてヒアリングを行い、各申請者に対し、当該年の申請基準値並びに<u>①の場合には製造数量の上限値及びその内の輸出数量</u></p>

内の輸出数量分を、輸入数量割当て申請者には輸入数量の上限値を内示する。

オゾン層保護法に基づく製造数量許可及び輸入承認・割当ての申請に対しては、内示した申請基準値、製造数量の上限値及び輸入数量の上限値の範囲内で、製造数量許可及び輸入承認・割当てを行う。

これらの申請は、製造数量許可申請にあつては経済産業省が告示する製造数量許可の申請期間、輸入承認・割当ての申請にあつては輸入発表（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく公示。以下同じ。）で定める申請受付期間内において受け付ける。

また、事前審査の受付期間等は別途、公表する。なお、内示後に市況の変化等により、製造数量の上限値を減少させ、当該数量の範囲内で輸入数量の上限値を増加する 変更等、申請基準値の範囲内で内示された製造数量及び輸入数量の上限値 の変更が必要な場合は、改めて申請を受け付け、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表する。

(5) (略)

分を内示する。

オゾン層保護法に基づく製造数量許可及び輸入承認・割当ての申請に対しては、上記の事前審査対象者には内示した申請基準値、製造数量の上限値及び特定物質代替物質ごとの輸入数量の上限値の範囲内で、それ以外の申請者には前年の申請基準値に（2）で算出した削減率を乗じて計算した申請基準値及び特定物質代替物質ごとの輸入数量の上限値の範囲内で、それぞれ製造数量許可及び輸入承認・割当てを行う。

これらの申請は、製造数量許可申請にあつては経済産業省が告示する製造数量許可の申請期間、輸入承認・割当ての申請にあつては輸入発表（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく公示。以下同じ。）で定める申請受付期間内において受け付ける。

平成31（2019）年分の割当てにおいては、全ての申請者について、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表する。なお、特定物質代替物質ごとの輸入数量は申請基準値の範囲内で事業者が任意に設定できることとするが、内示後に市況の変化等により特定物質代替物質ごとの輸入数量の上限値の変更等、内示された上限値の変更が必要な場合は、改めて申請を受け付け、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表する。

(5) (略)